

議長（茅根猛君） 次，4番深谷渉君の発言を許します。

〔4番 深谷渉君登壇〕

4番（深谷渉君） 公明党の深谷渉でございます。ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので，通告に従い質問させていただきます。

まず最初に，今回の東日本大震災で亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに，被災者の方にご健康と安穩を願いお見舞い申し上げます。

私の友人の両親も車に乗せられ逃げる途中で津波にのみ込まれ亡くなりました。その余りにひどい惨状に言葉を詰まらせていました。今回ほど無力を感じたことはありません。そのような中，市長を初め職員の方が昼夜を問わず復旧に当たられたご苦労に深く感謝申し上げます。

市議会からの要望書の中に，地域防災計画の見直しについてのご回答がありました。読ませていただきました。その後，6月9日，茨城県議会の中で橋本知事は，津波災害や原子力事故などの複合的な災害にも迅速，的確に対応できるよう年度内をめぐりに防災計画を見直すと述べております。地域防災計画の見直しという大きな問題は，国の地方防災管理の動向を注視していく必要がありますし，県との連携も必要不可欠であり，そう簡単ではないことは理解しているつもりであります。

しかし，今すぐできることもあるはずで。住民の命と財産を守るのは住民と直接向かい合っている地方自治体の責務であります。心して私たちは本市の防災力を検証しながら，身近でできることから具体的に取り組む必要があります。地方自治体が実りある震災に強い防災力のあるまちづくりに歩み出すことこそ，東日本大震災で亡くなられた方々や行方不明の方々を含め，2万3,000人余の尊い命に報いる道と信じております。

週刊ダイヤモンド5月14日号は「あなたの街は安全か？ 震災に強い街」特集でありました。その中で安全，安心の町の指標として4つの指標を挙げております。1つ目は，防災拠点や水道管などの耐震率をはかる「ハード力」，2つ目は，防災の予算を組む財政余裕度をはかる「財政力」，3つ目は，住民による防災組織などの充実度をはかる「人的ソフト力」，4つ目は，災害の被害想定やエリア別危険度リストを作成し，住民と情報を共有しているかをはかる「情報ソフト力」であります。3つ目の「人的ソフト力」と4つ目の「情報ソフト力」に関しては，財政力やハード力に影響を受けないで住民との協働で取り組み，住民との協働で築き上げることができます。そこで，今回の震災でこの視点から何を学び，どうしていくべきか，ご所見を伺います。

2つ目の洪水・土砂災害のハザードマップの見直しであります。現在，市内に配られ，またホームページにも公開している洪水・土砂災害ハザードマップに関して，その発生条件をお示しいただきながら，このマップで想定外の災害に見舞われたときに市民を被害から守れるのか，今回の震災でどのような新しい条件を設定し，実効性のあるマップとして見直さなければならないのか，そのお考えをお聞かせください。

3点目に，身近な自然エネルギーの確保と活用についてであります。今回の震災で，私たちも数日間の停電で電気が現代社会の生活にいかに必要なものかを改めて認識させられました。また，東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う電力不足が懸念され，電気に対する考え方を

変えなければならないときにきております。現行のエネルギー政策を見直す動きが出ている中、自然エネルギー発電が今まで以上に注目されております。

しかしながら、太陽光発電等の自然エネルギーが国内エネルギー全体に占める割合は、2009年度のエネルギー白書によれば3.36%にしかありません。この自然エネルギー全体の中で、太陽光発電が占める量は6.3%なのに対し、約47%にも上る比率を占める自然エネルギーがあります。それは小水力発電です。この小水力発電の有効性が改めて注目されてきております。

小水力発電とは、巨大なダムに水をためるのではなく、自然の川や水路の落差、流れを利用して水車を回す小規模な水力発電です。欧米ではかなり大出力の施設もございますが、日本では出力1,000キロワット以下の施設とされております。

行政の取り組みで有名なのが山梨県都留市の取り組みであります。市役所の前に流れる家中川に水車を設置し、ここで発電された電気を市役所で活用しております。特徴的なのが発電所建設を市民参加型としたことです。建設財源としては、市民参加型ミニ公募債「つるのおんがえし債」を発行したところ、募集枠の4倍以上の応募があったそうであります。また、発電した電力をグリーン電力証書として発行し、それを買い取ってもらうことでその購入者が環境に優しい価値を持つグリーン電力を使用しているとみなすことのできるシステムを利用しております。自然エネルギーから発電された環境付加価値を最大限に生かしております。

本市も以前より小水力発電を行っておりますが、水の豊かな地形を生かし、小水力発電を含む自然エネルギー発電に新たな考え方を導入し、さらなる自然エネルギー確保を目指すべきと考えますが、ご所見をお伺いします。

4つ目の水道施設・管路の耐震化と発電設備の対策についてでございます。先ほど紹介した週刊ダイヤモンド「あなたの街は安全か？ 震災に強い街」の特集の中で、「安全安心の街」の4つの指標のうちの1つが、防災拠点や水道管などの耐震率をはかる「ハード力」であります。東日本大震災で本市の水道もしばらく断水をいたしました。関係者の昼夜にわたる作業により長期化は避けられました。感謝申し上げます。そこで、本市の水道管やその継手の耐震化、水道施設そのものの耐震化について、現在の状況と今後の耐震化計画をお伺いいたします。また、復旧のために発電設備の増強についてはどのようなお考えでしょうか。あわせてお伺いいたします。

3つ目に、本市の災害備蓄品についてお伺いいたします。今回の東日本大震災の発生時点で、本市ではどこにどれだけの災害用の備蓄品が用意されていたのでしょうか。また今回の震災後、これらの備蓄品に対して保管場所やその量や種類、さらに追加すべき備蓄品の検討は考えられたのでしょうか。ご所見を伺います。

6点目、指定避難所への井戸・発電機等の整備についてでございます。指定避難所での防災井戸等の設置を提案いたします。それが難しければ、昨日も同僚議員から提案がありましたように、避難所周辺でのご家庭で井戸所有者に対しての災害時に利用させてもらう利用登録制度の考えはいかがでしょうか。井戸水はそのままでは飲み水として利用できないことが多いですが、飲み水利用のときは沸騰させることを条件に利用いたします。当然ポンプを動かす発電機とその他の電気機器のための発電機の整備も必要ではないでしょうか。ご所見を伺います。

大きな2つ目、被災者支援システムの導入についてでございます。1995年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発した被災者支援システムは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで罹災証明の発行から支援金、義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去、固定資産税の減免等に至ることまで一元的に管理できるシステムであります。このシステムを全国の地方公共団体が無償で入手し、災害時に円滑な被災者支援ができるよう総務省所管「財団法人地方自治情報センター」が、地方公共団体業務用プログラムライブラリーに登録し、2009年1月には、総務省が被災者支援システムバージョン2をおさめたCD-ROMを全国の自治体へ無償配布いたしました。

今回の東日本大震災後の3月18日には、民間事業者でも利用できるようにシステムの設計図であるソースコードを公開しました。しかしこのたびの東日本大震災前まで同システム導入の申請のあったのは、約220自治体にとどまっておりました。そして震災後、このシステムの必要性の認識が高まり、導入申請する自治体が増え、5月26日現在300に達していると伺っております。

400人を超える犠牲者が出た岩手県宮古市では、4月下旬から稼働させました。担当者は、「このシステムがなければ表計算ソフトに被害状況を一つ一つ手入力しなければならず、手間が大分省ける」と歓迎しております。庁舎が被災した福島県須賀川市では、罹災証明の発行と義援金支給の担当課が別々の場所にあるため、当該システムに接続した端末を各所におき、罹災証明発行とほぼ同時に義援金が振り込めるようになったとっております。今回の震災で、改めて平時から災害時に住民本位の行政サービスが提供される体制づくりを進める必要性が高まっております。阪神淡路大震災の教訓と実践に裏打ちされた被災者支援システムを平時に導入し、運用していくことが極めて有益だと考えますが、ご所見を伺います。

大きな3つ目でございます。学校での放射線基準についてであります。

文科省が示した被曝量について。5月27日、文部科学省高木義明大臣は記者会見で、「今年度学校において、児童生徒が1年間に浴びる放射線量について、上限20ミリシーベルトの基準は変えないものの、1ミリシーベルト以下に抑えることを目指すこととし、また、校庭等の土壌に関して児童生徒の受ける線量を低減する取り組みに対して、学校施設の災害復旧事業の枠組みで財政的支援を行うことといたしました」と発表しました。

年間1ミリシーベルトの基準に実質引き下げという内容であり、私ども公明党の意見を取り入れた内容でありました。しかしその内容は抽象的で、学校関係者で測定されている時間当たりの線量では、何マイクロシーベルトが基準になるのか、現場では混乱が広がっております。そこで本市では、この放射線被曝量基準に対してどのようなご見解なのかお伺いいたします。

2点目に、児童生徒の被曝量の考え方についてであります。高木大臣の会見に同席した鈴木副大臣は、「財政支援する対象につきましては、土壌に関する線量低減策が効果的ということとなる校庭、庭園の空間線量率が、毎時1マイクロシーベルト以上の学校とし云々……」と発言しております。そうすると、今回の時間当たりの線量の目安は、毎時1マイクロシーベルトということになります。なぜこうした基準値ができたのかは全く触れておりませんので無責任と言うしかあ

りません。

毎時1マイクロシーベルトを今までの考え方で計算すると、年間5.25ミリシーベルトになり、年間線量の5倍以上になります。本市での考え方はどのようなのでしょうか。本市の校庭でのデータ等を参考に、この考え方をご教授いただきたい。そして本市の校庭が安全であることをお伺いいたします。

3つ目、児童生徒の被曝量低減についてでございます。放射線量の測定は、同一地域であっても場所によって大きく違うことがわかっております。ある家庭の室内で測ったところ、2階の窓側の放射線量が非常に高かった家があります。原因は雨どいにたまっている土でありました。放射線量が多いときに雨に混じって降った放射線が雨どいに残っている土に含まれていたのです。そういう意味から、学校等では校庭に限らず、校舎の屋上やその他雨水のたまりやすい場所などの放射線量を意識的に測定していただきたいと思います。このことを踏まえ、本市としてさらに児童生徒の放射線量被曝量の低減策をどのように図っているのかお聞かせください。

4つ目、不育症対策についてでございます。

不育症の認識についてであります。この質問通告をした二日後の6月9日の茨城新聞生活面に、不育症について名古屋市立大学の研究チームの調査が公表されておりました。「妊娠はするが流産や死産を繰り返す不妊症の経験者は国内に140万人おり、年間3万人が新たに発症していると見られている」との調査結果であります。不育症患者の方は、離婚率が高いなど別の意味で深刻な影響もあるようです。一般に2年間避妊せずに夫婦生活を送っても妊娠しない不妊症とは違い、不育症はいまだに医師を含めて認知度が低いのが現状であります。そこでこの不育症についてどのような認識を持たれているのかお伺いいたします。

2つ目、不育症の治療についてであります。先ほどの調査では、自分は不育症だと認識し、きちんと適正な治療を受ければ最終的には9割が出産しているとのデータもあります。同大学病院の杉浦産婦人科教授は、「不育症でも85%は出産可能だ」との見解を示しております。不育症の原因は、胎児や夫婦の染色体異常などさまざまに挙げられます。現状での治療方法等についてお伺いいたします。

3点目は、不育症治療の公費助成についてであります。不育症の患者は流産を繰り返して精神的に落ち込んだり、出産に100万円以上の検査、治療費がかかり、経済的に大変な状況であると聞いております。運よく不育症の専門医と出会い、検査治療の末に待望の赤ちゃん誕生をみた夫婦は、二人目についてはあきらめると言います。通常の出産費用以外にかかる高額な検査、治療費の捻出が困難だからであります。本市は、不妊治療に助成金を出しておりますが、同様にこの不育症にも助成金を出し、少子化対策を強化すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

最後大きな6番目に、BCP（事業継続計画）の策定についてであります。

このBCPの必要性について、東日本大震災の後にBCP（事業継続計画）が注目を集めております。このBCPとは、地震のような大規模な災害やテロといった不測の事態が発生しても、企業や行政機関が重要事業を継続できるように事前に立てておく計画のことです。事業継続に重点を置いているところが一般的な防災計画とは異なります。欧米などでは、災害時にも事業が継

続し、かつ万が一被災した事業が中断しても急速に被災前の状況に近づけられるような事前の備えとしてBCPを策定する企業が増えております。災害時に市民の安全、安心を確保するための防災計画と同時並行に進めなければならない市民サービスである主要事業を継続して行える計画は必要であると思います。本市の考え方を伺います。

事業継続計画の策定についてでございますが、平成22年4月には、内閣府防災担当では、地震災害時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説を策定し、公表、通知をしております。被災した本市としてもこのBCP策定を早急に検討していくべき課題ではないかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 江幡治君登壇〕

総務部長（江幡治君） 東日本大震災に学ぶ防災対策についての4点のご質問にお答えをいたします。

1点目の地域防災計画の見直しにつきましては、全体計画につきましては国の指針、県の地域防災計画との整合を図りながら、国、県の見直しに合わせて見直しを行ってまいりますが、今回の震災の対応を踏まえまして、地域の迅速な被害状況の把握、通信連絡網の確保、避難所の開設、備蓄品、特に自主防災組織との連携やそのあり方などにつきまして、できることから順次見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

2点目の洪水・土砂災害ハザードマップの見直しについてでございますが、洪水では、国管理の久慈川水系では上流域で二日間の総雨量が235ミリ、県管理の浅川では流域全体で24時間の総雨量が224ミリ、里川では流域全体で24時間の総雨量が269ミリの想定で氾濫したときの水深を表示しております。

また、土砂災害では、最も警戒が必要な特別警戒区域の場合は、高さが5メートル以上で斜度が30度以上の斜面を危険区域として指定しております。これらをマップとして作成し公表することにより、大雨のときなどのいち早い避難のための資料として活用していただくことを目的としております。

ハザードマップは、国や県のデータに基づき作成しておりますので、これらの修正、追加があった場合に見直すこととしております。

一方、今回の震災によりまして、堤防などが被害を受け緊急対策工事が行われている状況がございます。暫定的であります。気象庁では大雨警報や洪水警報、土砂災害警戒情報の基準を引き下げております。また、国土交通省の河川警戒に当たっても水防団待機水位などを1メートル引き下げるなどの対応がとられておりますので、出水期に向けましては適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

3点目の災害備蓄品につきましては、市地域防災計画に基づきまして整備を行ってまいりました。具体的には、食料品としまして乾燥おかゆ、ドライカレー、クラッカーを9,000食、災害用毛布を1,000枚、県からの貸与品であります。原子力備品としまして発電機、拡声器、簡

易型防護服，防じんマスク，ポケット線量計，サーバイメータなどを本庁並びに自然休養村管理センターにおいて備蓄をしまいいりました。しかし，今回の震災を踏まえまして，地域防災計画を見直す中で，品目，備蓄数量，配置場所等について検討，見直しを行ってまいりたいと考えております。

4点目の指定避難所への井戸・発電機等の整備につきましては，今回の震災で水道水の断水により井戸が有効に活用された例を伺っております。本市でも災害時の協力を前提としまして，民間の井戸の水質検査を行ってきております。この検査の結果，飲料水に適している井戸が少ないという状況でございます。また，飲料に適している井戸にありましても，今回の地震によりまして濁りのため飲料水として使わなかったというようなことも聞いております。また，市役所の敷地内に掘ってある井戸につきましても飲料に適さないような状況でございます。このようなことから，多くの井戸水につきましては，生活用水としての利用は可能と思われませんが，飲料水とすることは取り扱いに注意が必要と考えますので，今後の研究課題としまいいりたいと考えております。

次に，避難所への発電機等の整備につきましては，地域防災計画見直しの中で，保守管理や保管場所等を考慮しながら主要避難所への備蓄品等の分散配備のよしあし，あるいは自主防災組織における防災資機材の整備支援とあわせまして検討してまいります。

次に，被災者支援システムの導入についてお答えをいたします。被災者支援システムにつきましては，罹災証明書発行時に住民基本台帳や課税台帳と連動させ，発行事務の効率化を図るとともにデータを被災者に関するその他の事務処理のため共有化を図り，一元的に事務を進めることができるシステムと認識をしております。

本市におきましては，罹災証明の発行が既に9割程度完了している状況にありますので，システムの導入につきましては，情報所管課とシステムの検証を行った上で研究してまいりたいと考えております。

続きまして，BCP（事業継続計画）の策定についてのご質問にお答えをいたします。

行政における業務継続計画につきましては，平成20年に総務省から総務省本省業務継続計画や地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画策定に関するガイドラインが公表されたことなどから，都道府県や政令市，大地震が想定されております東海・南海地域の地方自治体などで策定をされてきております。

行政におきましては，大規模震災発生時など市民の安心，安全な生活を維持し，社会経済活動への影響を最小限に抑えるため，非常時に優先して行うべき業務や平時から取り組むべき対策などを明らかにしておくものでございますので，今回の震災での経験を踏まえまして，今後この計画策定の重要性が高まってくるものと認識をしております。

県におきましても一昨年，新型インフルエンザが世界的に流行したことを受けまして，昨年3月，強毒性新型インフルエンザ編の業務継続計画を策定しております。また，平成22年度内に地震編を作成する予定でありましたが，このたびの震災により計画内容の見直しが必要となり，改めて23年度中に策定をするということ聞いております。

本市におきましても、今回の震災を経まして地域防災計画の見直しを行うこととしておりますので、地震に対応する業務継続計画につきましても、県と関係機関と連携を図りながら、策定に向けた研究、検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 川上明文君登壇〕

市民生活部長（川上明文君） 東日本大震災に学ぶ防災対策についての中身の身近な自然エネルギーの確保と活用についてのご質問にお答えをいたします。

自然エネルギーのうち太陽光発電につきましては、平成22年度から市独自の補助制度を設け、家庭における設置推進を図っているところであります。また、平成22年度には本庁舎を初めといたしまして、峰山中学校、常陸太田駅舎にも太陽光発電設備を設置し、啓発を図ってまいりました。

水力発電につきましては、民間事業者が里川の水を活用いたしまして発電を行っておりますが、大震災以後小規模水力発電についてマスコミ等で取り上げられる機会も増えてきております。

議員ご発言のように、自然の川などを利用した小水力発電は、本市の地形的な特徴を生かした発電方法として有効と考えられますので、太陽光発電などの普及促進とあわせまして、さらに身近な自然エネルギーの確保、活用のため、その推進方策や課題等につきまして検討してまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 上下水道部長。

〔上下水道部長 鈴木則文君登壇〕

上下水道部長（鈴木則文君） 東日本大震災に学ぶ防災対策の中で、水道施設・管路の耐震化と発電設備についてのご質問にお答えをいたします。

まず、管路を除く上水道施設の耐震化についてでございますが、建築につきましては昭和56年6月改正、そして土木、水道につきましては、平成9年3月改正の新耐震基準以前に設計されました主要な施設、12施設ございますが、これにつきましては、平成17年度より耐震診断を実施し、残りが2施設の診断を平成26年度に完了する計画でございます。

診断が済んだ施設のうちレベル2地震動 これにつきましては、構造物の耐用期間中に発生する確率が極めて少ないと考えられる地震でありまして、震度階7相当とかなりの激震ということになりますけれども、これに相当する部分がレベル2でございます これに対応するための耐震補強が必要と診断された施設については、瑞竜浄水場の管理棟、それと瑞竜浄水場上流水系の浄水施設、久米浄水場のナンバー2の配水池の3施設でございます。このうち瑞竜浄水場管理棟につきましては、平成20年度に耐震補強工事を完了しております。残る2施設の補強につきましては、バックアップ体制ということで、耐震補強のためには対象施設の運用自体を停止しなければできませんので、このため新設の浄水場からの水運用、そして水需要のバランス等を考慮して、その整備状況と水需要を見きわめながら今後検討してまいりたいと考えております。

次に、管路の耐震化についてでございますけれども、平成15年度より配水管、給水管ともに耐震管を採用しております。今後につきましては、計画路線はもとより、道路改良工事、下水道

工事等に合わせ効率的に耐震化を進めてまいります。なお、簡易水道につきましては、各施設の管理棟につきましては新耐震基準で設計しております。しかし、その他浄水施設、配水施設等については、水道の新耐震基準以前の設計が多いということで、今後計画的に診断を実施する予定でございます。

次に、発電施設につきましては、停電時における安定給水のためには非常に有効な設備と考えております。このため非常用自家発電設備を備えていない瑞竜浄水場は平成26年度に、代表的な水源ということで茅根の取水場につきましては平成28年度に導入を計画しているということでございます。

議長（茅根猛君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 学校での放射線基準についてのご質問にお答えいたします。

初めに、文部科学省が示しました年間被曝線量の目安でございますが、4月19日付福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方についての通知におきまして、校庭、園庭での測定値が1時間当たり3.8マイクロシーベルト以上の場合は屋外で8時間、木造家屋内で16時間過ごすと仮定した場合に、国際放射線防護委員会が定める非常事態収束後の参考レベルにおける一般人に適用される放射線量の上限である年間20ミリシーベルトとなることから、この場合は校庭等での活動を1日当たり1時間程度に制限することにより、できる限り児童生徒の受ける放射線量を減らしていくこととされております。

また、これらの暫定的な目安につきましては、より安全性の厳格な方向に見直していくこととされております。これらの考え方から5月27日付で通知されました福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応におきましては、暫定的考え方で示した目安について、今年度学校において児童生徒が受ける線量について、当面年間1ミリシーベルト以下を目指すこととされたところでございます。

今回示されました年間1ミリシーベルトの目安は、一般公衆の線量限度とされるもので、市教育委員会といたしましても国と同様の認識に至って対処してまいりたいと考えております。

次に、本市の幼稚園、小中学校におきまして、園児、児童生徒が受ける放射線量でございますが、5月30日から6月1日の間に実施いたしました2回目の測定結果のうち、文部科学省の測定基準と同様に地上50センチメートルで測定したもののうち、最も高い値でございます1時間当たり0.138マイクロシーベルトを用い、1日のうち屋外で8時間、木造家屋内で16時間を過ごすとして仮定し、木造家屋内の放射線量は、屋外の線量の40%として試算いたしますと、年間0.725ミリシーベルトとなっており、年間の目安でございます1ミリシーベルトを下回っているところであり、現在のところ屋外で通常どおり活動してよいものと認識しております。

最後に、本市の児童生徒等が受ける放射線量をさらに少なくするための措置といたしまして、各学校長、幼稚園長に対して、校庭、園庭等での屋外での活動後には手や顔を洗いうがいをする。土や砂を口に入れないように注意する。土や砂が口に入った場合はよくうがいをする。登校、登園時、帰宅時にくつの泥をできるだけ落とす。土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める等

の対応について徹底するよう指示を行ったほか、プール清掃におきましても、児童生徒が汚泥に触れないよう配慮したところがございます。なお、水泳授業につきましては、文部科学省の基準に基づき、安全性の確認ができるまでの間は実施しないことといたしました。

議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 不育症対策の中のご質問の中で、不育症治療の認識についてのご質問にお答えいたします。不育症は流産や死産に関心がなければ一般には認知されていない疾病でございますが、市では保健師が行っております母子保健相談において2回連続しての流産、死産の相談があった場合には、不育症が疑われるということから産婦人科における受診、相談を勧めております。

次に、不育症の治療についてのご質問にお答えをいたします。不育症につきましてはさまざまな原因がございますが、また、同様に治療方法もさまざまあるようでございます。現在、厚生労働省研究班による不育症治療による再評価と新たな治療法の開発に関する研究が進められており、研究の中では不育症の原因として子宮形態異常や胎児や夫婦の染色体異常などが多いとされる一方で、65%が原因不明や偶発的な流産ということが報告されております。

不育症治療の効果でございますが、効果が高い治療については83.6%との報告がされている一方で、子宮形態異常が原因の場合の治療については、その効果が63.0%、染色体異常が原因の場合では51.6%と、その治療効果もばらつきがあるという報告がなされております。また、夫婦染色体異常や原因不明の場合はカウンセリングのみの治療となるなど、まだまだ原因や治療方法、効果も含めて研究段階にあるとの報告がなされております。

続きまして、不育症治療費の公費助成についてのご質問にお答えを申し上げます。不育症治療は、ただいま申し上げましたとおり研究段階でございます。また、現在実施しております14回の妊婦健診結果の中で、残念ながら出産までに至らなかった方の状況等について調査を行いまして、その結果などを踏まえて助成の必要性について検討をしてみたいと思います。

議長（茅根猛君） 4番深谷渉君。

〔4番 深谷渉君登壇〕

4番（深谷渉君） ただいまご答弁大変ありがとうございました。

1問目の東日本大震災に学ぶ本市の防災対策についてでございます。要望と2回目の質問をさせていただきたいと思います。要望として、この震災を通して多くの職員の方があの時このように行動すればよかった、また、こんなものを準備しておけばよかった等々、この震災に学んだことがたくさんあると思います。ぜひとも市として細かくこれを集大成していただきたいと思っております。本当に一つ一つできることから始める、それが基本的な姿勢ではないでしょうか。細かく言えば、1つは避難所の運営協議会を開くとか、そういった等々あると思います。ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

3番目の身近な自然エネルギーの確保と活用について、2つ目の質問をさせていただきます。少し触れましたが、グリーン電力は資源エネルギー庁がホームページやパンフレット等を作成し

て推進していることでもあります。この電力をグリーン電力証書として発電者が発行する利点というのは、電気自体の売電収入のほかに、環境付加価値の提供による収入が得られるということでもあります。これらにより設備を運営、増強等が行えますし、そしてこのシステムを通して多くの企業のCO2を削減、環境改善に貢献できるという基本的なスタンスがございます。太陽光発電の設置を推進する意味でも、市として取り組んで自然エネルギー発電の普及に大きなはずみをつけてはどうかということで提案しておりますが、この検討についてご答弁をお願いしたいと思います。

本庁舎、峰山中学校、常陸太田駅舎、水府庁舎等、自然エネルギー電力をせっかく作っているためでありますから、きちっとそれを証書として発行して利益にかえるという、そういった市の姿勢も必要ではないかと思えます。ご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

2つ目の被災者支援システムの導入についてであります。今年度の4月12日、総務省から東日本大震災等に伴い、避難した住民の所在地等に係る情報を住所地の地方公共団体が把握するための関係地方公共団体の協力についての通知があったかと思えます。その通知の中でも避難者に関する情報及びその他の情報を登録するデータベースの活用で、被災者支援システムを利用することも考えられると書いてあります。そして地方自治法第245条の4の第1項に基づく「技術的助言」とされております。そのことに関してどのように受けとめているのかご所見をお伺いいたします。

このシステムを東日本大震災直後の3月下旬に導入した石巻市の担当職員は「このシステムがあるのは知っていたが、まさか使うことになるとは……。このシステムに住民基本台帳や家屋台帳のデータを入力しておけば、罹災証明の発行はもっと早くできたのではないかと、震災から申請受け付けまで1カ月以上かかった現状を後悔していたというレポートを読ませていただきました。

2009年1月には、2年前総務省が被災者支援システムのバージョン2を収めたCD-ROMを全国の自治体に無償配布しております。その年の6月、私は一般質問でこのことを取り上げようかなと思ひまして、担当情報課を尋ねましたところ、確かにこのシステムのCD-ROMが担当者まで来ておりました。しかし専門的な理由を述べられ、これは使い物にならないとの回答でしたので一般質問としては取り上げませんでした。経費をかけないで地方公共団体の単独導入事例や情報スキルがない団体でも全国サポートセンターの支援のもとで導入している事例もたくさんあります。危機管理の観点から平時にこの被災者支援システムを導入していくことは、危機管理を円滑に遂行するための情報管理基盤の構築につながるものと確信しております。検討ではなく前向きに導入に向けて動き出していきたいと思ひますけれども、もう一度ご答弁をお願いいたします。

学校での放射線の基準についてであります。5月29日、朝日新聞に取手市の鋤持教育部長のコメントが掲載されております。「1ミリシーベルト以下に抑えることを『目指す』』ということは、教育現場では『そうしろ』と受けとめている。さらに下げるために、校庭の表土を除去しなければならないかという、県南の場合、除去の基準値に達していない。意味のわからないダブルス

タンダードは、現場の混乱を招きかねないし、保護者も心配するだろう」という内容でありました。教育長はこの話を聞いてまさにそうだというように受けとめられておるのでしょうか。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

また、昨日の朝日新聞の1面に、福島第一原発の復旧作業員で、体の外から放射線を浴びる外部被曝と口や鼻から取り込んだ放射性物質による内部被曝を合わせた総被曝量で250ミリシーベルトを超える人が計8人いたという見出し、読んだ方もたくさんいらっしゃると思います。厚生労働省は「内部被曝と外部被曝の合計が200ミリシーベルトを超える場合も同様に作業から外すよう求めた」と、昨日のお昼の12時に時事通信が伝えております。少しおかしいとは思わないでしょうか。児童生徒の1時間に浴びる放射線量を1ミリシーベルトとしています。これは外部被曝だけを考えていると私は思っております。それとも原発作業員のように内部と外部の総量であると理解するのでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

また、生徒の被曝量低減についてありますが、原発事故から60キロ離れた福島市では、高い放射線量のところどころにある「ホットスポット」と言われていますけども、この多くが存在し、子どもの通学路が通常の数千倍のところがあるということで、除染の研究者とともに地域の住民が除染活動を行っているという報道がございます。そういった意味からも校庭だけじゃなく、本市においてもホットスポットに当たるような場所をしっかりと確認していただきたいと要望いたします。

続きまして、不育症対策についてでございます。これは一般市民の方に不育症というものを周知徹底していく必要があるかと思えます。ぜひとも周知徹底をお願いしたいと思います。本当は出産できるんだけれどもあきらめている方、そういった方にぜひとも手を差し伸べていただきたい、そういう思いであります。ご答弁をよろしく願いいたします。

最後に、事業継続計画でございます。深夜に災害が発生しても職員は何をなすべきか把握していますか。災害時に早期復旧が必要な事業は何があるか把握していますか。コンピューターサーバーが使用できなくても重要事業は継続できますか。オフィスが使用できなくても重要事業は継続できますか。そういった質問にすぐ答えられる職員が何人いらっしゃるのでしょうか。ぜひとも事業継続計画の策定について前向きに検討していただきたいとご要望いたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 江幡治君登壇〕

総務部長（江幡治君） 被災者支援システムについての再度のご質問にお答えをいたします。4月12日の通知の段階でということですが、罹災証明の調査依頼につきまして、3月の中旬から受け付けておりました。これにつきましては、実際に家屋の調査も3月から行っておりました、既にエクセルデータで処理をしておりましたので、その段階での導入の検討はいたしてございません。また、被災者支援システムにつきましては独自サーバーが必要なこと、インターネットの技術を使って独自の環境設定が必要なこと、フリーソフトシステムなのでサポートがないこと、計算センターへの委託が必要なことなどから、先ほども申し上げましたが、今後検討

してまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 川上明文君登壇〕

市民生活部長（川上明文君） 身近な自然エネルギーの確保と活用につきましての2回目のご質問にお答えいたします。グリーンエネルギー証書の発行につきましては、内容を研究した上で太陽光発電の設置普及とあわせて市民へのPRを図ってまいりたいと考えます。

議長（茅根猛君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 学校での放射線基準についての2回目のご質問にお答えいたします。

まず、文部科学省が示しました年間の被曝線量1ミリシーベルトでございますが、あくまでも屋外活動の制限の3.8ミリシーベルトの基準については変わらないと思います。年間1ミリシーベルトは目安として受けとめております。

それから、2つ目の被曝量についてですが、外部被曝と内部被曝とありますが、このことについては合わせたものとして算出すべきとのご意見でございますけれども、これについてはまだ詳細について文科省からも出ておりませんので、今後の研究にさせていただきたいと思っております。

議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 不育症治療のご質問にお答えいたします。今後、広報紙や健康教室、健康教育等により周知を図ってまいりたいと思います。

議長（茅根猛君） 4番深谷渉君。

〔4番 深谷渉君登壇〕

4番（深谷渉君） 答弁ありがとうございました。3回目、若干質問をいたします。

グリーン電力証書についてですけれども、市民に徹底も大事なんですけども、市役所として取り組んではどうかということをおっしゃっているのであって、そうすることによって市民への徹底もできるのではないかと思います。せっかく太陽光発電をしているわけですから、グリーン電力証書を発行するところがあります。そのグリーン電力証書は国の認定で、申請することによって認定を受けて発行所が発行して、使いたいという一般企業の方がそこに申請してお金を払います。そのお金がバックマージンとして市に入ってきます。ですからやらない手はないのかなという気がいたしまして、市としてぜひとも取り組んでいただいて、一般家庭でやっている方もそういったことがあるんだという周知をしていただければいいのかなと思ひまして、その点の考え方をかえていただきたいと思います。

2つ目、放射線量についてでありますけれども、これは要望ですが、皆様もご存じのように中部大学の武田邦彦氏がおります。この方は、「事故が起こる前まで文科省は被曝は外部と内部を合計することと指導していましたが、事故が起こってからは外部だけを発表していると。子ども目線では、原発事故を小さく見せるとかパニックを避けるなど関係なく、自分がどのくらい被曝す

るかだけなんだと。外部被曝と内部被曝の比率は、自然放射線では外部被曝の2倍が内部被曝」だと言っております。チェルノブイリのときはほぼ同じとして調査をしたそうであります。そういった事例がございます。ぜひとも児童……、我々大人はそれほどでもないですけども、今後10年、20年、30年と本当に長く生きていく児童生徒のために、児童生徒を預かる教育行政として徹底的にこの調査をしていただきたいと要望いたします。

以上で私の質問を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 川上明文君登壇〕

市民生活部長（川上明文君） 3度目のご質問にお答えいたします。市の電力エネルギー証書を発行する取り組みについてでございますが、今後さらに太陽光発電等を勧めていく考えでございます。あわせましてたゞいまの証書発行につきまして取り組む方向で検討させていただきたいと思っております。